

児童虐待対応専門員（会計年度任用職員）募集要項

- 1 【職種】 児童虐待対応専門員（会計年度任用職員）
- 2 【業務内容】 児童虐待及び子育て相談対応、家庭訪問、児童虐待が認められる家庭への支援、関係機関との連携及び調整、その他記録作成等の事務作業
- 3 【採用人数】 1人
- 4 【任用期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※任用期間の更新は希望により勤務成績や面談を通して総合的に判断します。
- 5 【報酬】 月額 245,003円
通勤手当（上限150,000円）
賞与（4.65か月分）
基準日前6か月の在職期間に応じた調整あり
各種社会保険制度あり（条件あり）
※月額報酬等については、予定額です。採用までに給与関係の例規に変更がある場合は、その規定に拠ります。
- 6 【勤務日】 月曜日から金曜日（うち週4日、29時間）
- 7 【勤務時間】 午前9時00分から午後5時00分まで（休憩時間45分含む）
※時間外勤務あり
- 8 【休日】 土曜日・日曜日・祝日
月曜日から金曜日までの間で指定する一日
年末年始、有給休暇・特別休暇（条件あり）
- 9 【勤務地】 茨木市駅前三丁目9番45号 おにクル2階
茨木市立こども支援センター こども相談グループ
- 10 【受験資格】 勤務地へ通勤可能で、次の要件をすべて満たす者
 - (1) 資格 別表に掲げる資格等を有する者（年齢不問）
 - (2) 職歴 ケースワーク及び相談対応業務経験者（特に児童虐待対応等を経験した者優遇）
 - (3) 一般的なパソコン操作（文書作成、表計算等）ができる者
 - (4) 自転車の運転ができる者

- (5) 次のいずれにも該当しない者
- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 11【選考方法】 1次 書類審査、論文考查
2次 面接審査 ※1次選考通過者にのみ実施
- 12【面接】 1次選考通過者にのみ個別で通知します。
- 13【申込期限】 令和8年3月31日まで
ただし、求人が定員に達し次第、締め切ります。
《郵送及び持参にて受付》※郵送の場合、期限日必着
- 14【提出書類】 ①採用試験申込書（顔写真カラー添付）
②資格認定証の写し（別表に掲げる資格等）
③小論文（自己アピール）
テーマ「ケースワークを含む相談対応を経験した中で、あなたの長所や活かすことのできる特技や能力について」エピソードを交えて記述してください。
(600字以上1000字以内) 様式は自由
※小論文に関しては、個人情報を含まず記述してください。また、必ずワープロまたはボールペン書きで提出してください。（フリクション等の文字が消去できる筆記用具の使用は不可。）
※郵送については、送付記録の残る形で送付してください。

茨木市駅前三丁目 9 番 45 号 おにクル 2 階

茨木市立こども支援センター こども相談グループ

児童虐待対応専門員（会計年度任用職員）募集担当

16【連絡先】 茨木市立こども支援センター こども相談グループ

TEL (072) 624-9301 担当：入江、山田、金澤

※土曜日、日曜日、祝日の対応は行っておりません。

※受付時間 午前 9 時から午後 5 時までとなります。

17【備考】 ①選考結果は合否にかかわらず、郵便により書面にて通知します。

②合否の問い合わせには応じられません。

③「児童虐待対応専門員（会計年度任用職員）採用試験申込書」は茨木市のホームページ

(<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kodomoikusei/kosodates/sonota/recruitment/63794.html>) からダウンロード、またはおにクル 2 階茨木市立こども支援センターこども相談グループにて配布します。

④提出書類については返却いたしません。

⑤採用となった場合でも、令和 8 年 3 月議会での令和 8 年度予算の承認が得られなかった場合、採用は無効となります。あらかじめご了承ください。

⑥その他、疑問点は上記連絡先にお問い合わせください。